

<p>(脱温暖化の社会づくり) ○「地球温暖化対策推進大綱」等に基づく対策を推進する。</p>	<p>環境省、経済産業省、関係府省</p>	<p>・平成14年3月19日、従来の対策に加え様々な追加的対策を盛り込んだ、新しい地球温暖化対策推進大綱を策定し、100種類を超える対策のパッケージを示した。関係省庁との連携のもと、本大綱に盛り込まれた対策を推進しているところ。</p> <p>(「制度・政策集中審議」の「地球環境にも配慮したエネルギー特会の歳入歳出構造の改革」に関するレビューにおける記述と同じ。)</p>	<p>・地球温暖化対策推進法に規定されている地方公共団体の実行計画が、平成14年10月1日現在で46の都道府県及び859の市町村にて策定。</p> <p>・地球温暖化対策推進法に規定されている「地球温暖化防止活動推進員」が、平成14年10月1日現在で、全国で2199人委嘱。</p> <p>・平成14年12月末現在で、低公害車は約381万台が普及。</p>	<p>・温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年と比べて6%削減するという、京都議定書の約束の達成に向け、地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた施策を着実に実行することが必要。</p>	<p>②平成15年末 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた対策を着実に実行。環境省においては、「地球温暖化対策地域協議会」の設立や、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を促進し、民生部門を中心に地域に根ざした効果的な二酸化炭素排出削減対策や、国民各界各層による活動を推進するための体制整備などを図っていく。</p> <p>また、地球温暖化対策推進本部において、地球温暖化対策の具体的措置の進捗状況を点検する。</p> <p>京都議定書の発効後、速やかに、大綱を基礎として京都議定書目標達成計画を策定し、同計画を着実に実行する</p>
---	-----------------------	---	--	--	--

<p>(脱温暖化の社会づくり) ○京都議定書の実施に必要な体制整備、地球温暖化防止国民運動の展開等により脱温暖化の社会づくりを推進する。</p>	<p>環境省、経済産業省、農林水産省、関係府省</p>	<p>・平成14年3月19日、従来の対策に加え様々な追加的対策を盛り込んだ、新しい地球温暖化対策推進大綱を策定し、100種類を超える対策のパッケージを示した。関係省庁との連携のもと、本大綱に盛り込まれた対策を推進しているところ。 ・地球温暖化防止の国民運動を喚起するため「環の国くらし会議」を開催し、国民一人ひとりの温暖化防止に向けた自発的な取組を促すメッセージを発信した。 ・政府庁舎などからの温室効果ガス排出量の削減等を定めた、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府の実行計画)を閣議決定(平成14年7月19日)。</p>	<p>・地球温暖化対策推進法に規定されている地方公共団体の実行計画が、平成14年10月1日現在で46の都道府県及び859の市町村にて策定。 ・地球温暖化対策推進法に規定されている「地球温暖化防止活動推進員」が、平成14年10月1日現在で、全国で2199人委嘱。 ・平成14年12月末現在で、低公害車は約381万台が普及。 ・「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針」に基づき、2件の事業申請を承認済み。</p>	<p>・温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に1990年と比べて6%削減するという、京都議定書の約束の達成に向け、地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた施策を着実に実行することが必要。 また、民生部門及び運輸部門からの温室効果ガス排出量の増加が著しいため、両部門における対策を強化する必要がある。</p>	<p>②平成15年末 地球温暖化対策推進大綱に盛り込まれた対策を着実に実行。環境省においては、「地球温暖化対策地域協議会」の設立や、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を促進し、民生部門を中心に地域に根ざした効果的な二酸化炭素排出削減対策や、国民各界各層による活動を推進するための体制整備などを図っていく。 「政府の実行計画」の着実な実施並びに実施状況の点検及び公表。 また、京都メカニズムの活用のための基盤整備・事業者支援などを推進する。</p>
--	-----------------------------	---	---	--	--

<p>(脱温暖化の社会づくり) ○京都議定書の目標達成・実施を担保するための国内制度を整備する。</p>	<p>環境省、経済産業省、関係府省</p>	<p>・平成14年5月31日、京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取組を強化するための措置等について規定した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。6月4日には同法を担保法として京都議定書を締結した。</p>	<p>・地球温暖化対策推進法に規定されている地方公共団体の実行計画が、平成14年10月1日現在で46の都道府県及び859の市町村にて策定。 ・地球温暖化対策推進法に規定されている「地球温暖化防止活動推進員」が、平成14年10月1日現在で、全国で2199人委嘱。</p>	<p>・民生部門及び運輸部門からの温室効果ガス排出量の増加が著しいため、両部門における対策を強化することが必要。 そのため、同法律に規定された、「地球温暖化対策地域協議会」の設立や、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を促進する必要がある。</p>	<p>②平成15年末 「地球温暖化対策地域協議会」の設立や、「都道府県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を促進し、民生部門を中心に地域に根ざした効果的な二酸化炭素排出削減対策や、国民各界各層による活動を推進するための体制整備などを図っていく。 京都議定書の発効後、速やかに、大綱を基礎として京都議定書目標達成計画を策定し、同計画を着実に実行する。平成16年及び平成19年には、対策の進捗状況・排出状況等について評価・見直しを行い、必要に応じて追加的対策を講じていく。</p>
<p>(ゴミゼロ作戦) ○ダイオキシン規制強化に対応した廃棄物処理施設の整備を推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>・平成14年度においても、ダイオキシン規制強化に対応した廃棄物処理施設整備に対して国庫補助を行った。 ・廃棄物処理施設整備費については、平成15年度政府予算案において、158,142百万円(平成14年度予算179,706百万円)を計上。</p>	<p>・市町村設置のごみ焼却施設については、平成14年12月1日現在稼働中の2,214炉について全て規制強化に対応した。</p>	<p>・広域化等による規模の大きな施設の整備が行われているが、リサイクルの普及、人口減少等によって、焼却施設の稼働率が低いものもある。</p>	<p>・循環型社会形成に向けて、廃棄物処理施設の整備規模については、情勢の変化に的確に対応できるような、より効率的・効果的な整備の推進に向けて、その設定方法を見直す。</p>

<p>(ゴミゼロ作戦) ○PCB廃棄物の拠点的处理施設の整備等を推進し、PCB廃棄物の処理体制の確保を図る。</p>	<p>環境省</p>	<p>北九州市におけるPCB廃棄物拠点的处理施設について着工するとともに、愛知県豊田市、東京都、北海道室蘭市及び大阪市においては、処理施設の着工に向けた取組が進められているところである。</p>	<p>30年間にわたり保管がなされている、PCB廃棄物の処理施設について5事業が具体化した。</p>	<p>施設立地の具体化されていない地域の早急な体制整備が必要。</p>	<p>引き続きPCB廃棄物拠点的处理施設の整備を推進する。</p>
<p>(ゴミゼロ作戦) ○循環型経済社会の構築に向け、…例えば、国民参加によるゴミゼロ運動の展開、…</p>	<p>環境省</p>	<p>・平成14年11月、ゴミゼロ推進全国大会を実施した。 ・平成15年2月、ゴミゼロ型社会に向けたコマースナルを製作し、テレビ等で放映した。 ・循環型社会形成に向けた普及啓発を行うゴミゼロ型社会推進事業費については、平成15年度政府予算案において、86,020千円(平成14年度予算119,487千円)を計上。</p>	<p>・廃棄物減量・リサイクルに係る功労者表彰、ポスターコンクールなどの行事を通じ、国民の循環型社会形成に対する認識が高まった。</p>	<p>・今後とも本事業を通じ、循環型社会形成に向けて着実に普及啓発を図っていく必要がある。</p>	<p>・引き続き、循環型社会形成に向けて普及啓発活動を行っていく。(①, ②, ③)</p>
<p>八. 規制改革</p>					
<p>土壤汚染対策の制度化について立法措置も含めて検討する。</p>	<p>環境省 関係省</p>	<p>第154回通常国会に提出した土壤汚染対策法案が平成14年5月に成立・公布され、平成15年2月に施行された。</p>	<p>土壤環境保全対策の制度化</p>	<p>土壤汚染対策法の円滑な施行</p>	<p>土壤汚染対策法の円滑な施行を行う。</p>

<p>関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組を推進する。</p>	<p>経済産業省 農林水産省 財務省 国土交通省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第154国会において、自動車リサイクル法が成立し、第1段階の規程が施行された（平成15年1月）。 ・容器包装リサイクル法においては、平成15年度を初年度とする分別収集計画及び再商品化計画を策定した。 ・家電リサイクル法においては、平成13年度引取り実績が約840万台に上るなど再商品化が進むと共に、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同部会における審議の結果、断熱材フロン対策の強化等を図ることとした。 ・食品リサイクル法においては、再生利用事業者の登録の推進及び中央省庁の庁舎内食堂における食品リサイクルの推進が ・建設リサイクル法においては、平成14年5月から完全施行されたが、全国一斉パトロールの実施及びブロック別説明会の開催を通して法の周知徹底を図った。 ・エコタウン事業においては、8地域の追加、変更承認を行い、先進的廃棄物処理・リサイクル施設の整備促進を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法（平成13年4月完全施行） 平成14年4月から平成15年1月までに指定取引場所から引き取られた廃家電4品目の台数が対前年度比1.2倍に増加した（882万台）。 ・食品リサイクル（平成13年5月完全施行） 再生利用に取り組んでいる事業所の割合が、平成12年度46%から平成13年度50%へ増加 ・生ゴミリサイクルを推進する府庁舎数の推移（累計） 関係府省庁等の食堂のリサイクルは、H13年12月に農林水産省で実施し、現在14府省庁等で実施。 ・容器包装リサイクル（平成12年4月完全施行） プラスチック製容器包装ごみのリサイクルが進展（平成14年4～12月の回収・再商品化量は対前年度比153%増（約20万t））。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法については、平成16年度末に本格施行する予定であり、関係政省令の整備等を図る（③） ・家電リサイクル法においては、関係政省令の改正を実施する予定（②） ・資源有効利用法に基づく、家庭用パソコンの事業者による自主回収の実施を図る（②）
--	--	--	--	--	--

ホ、その他				
・循環型社会形成推進基本計画を策定する。	環境省	・世界に先駆け、ヨハネスブルク・サミット実施計画を受けて、持続可能な生産・消費形態への転換を加速するための10カ年計画として「循環型社会形成推進基本計画」を策定し国会に報告。(平成15年3月)	・我が国が循環型社会を構築するための道筋を示した。 ・資源の効率的利用の度合いを総合的に表す資源生産性などの物質フロー指標を掲げた。	・今後は国を始め各主体が着実に本計画を推進していく必要がある。 ②中央環境審議会で毎年点検を実施 ③5年後に見直し
汚水処理施設の整備について、経済性効率性等の観点からその分担を見直し、連携を図る。	国土交通省、農林水産省、環境省	・汚水処理施設整備に関する都道府県構想の見直しについて、3省連名で都道府県宛通知(平成14年12月) ・都道府県の各汚水処理施設整備の担当者を対象に、3省合同で会議を開催(平成14年11月)。 ・平成14年度より、農林水産省及び環境省において、農業集落排水施設と合併処理浄化槽の連携整備事業を開始。	【構想見直し】 ・都道府県構想については、15県で見直し済み、25都道府県で見直し中(平成14年12月末現在)。 【事業間連携】 ・汚水処理施設連携整備事業を36箇所を実施(平成14年度まで) ・下水道と農業集落排水施設との処理場の共同利用を24箇所を実施(平成14年度末現在)。 ・農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽の連携整備事業を4箇所を実施(平成14年度末現在)。 ・汚水処理施設共同整備事業(MICS)を48箇所を実施(平成14年度末)。	・国土交通省、農林水産省及び環境省の3省が連携して、「都道府県構想」の見直し及び事業間連携について、引き続き推進する。
ゴミゼロ作戦 不法投棄等衛星監視システムを開発する	環境省	衛星画像の活用により不法投棄等の早期発見・常時監視を行う基本システムの開発を行った。		②平成15年末まで常時監視実証試験とサブシステムの開発を行い、実用可能なシステムとして完成させる。 ③それ以降調査報告書を都道府県等へ配布するなど、システムの普及を図る。

<p>ゴミゼロ作戦</p> <p>廃棄物の不法投棄等防止対策及び撤去等の原状回復を推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>過去の不法投棄等の原状回復を代執行する地方公共団体を資金気炎する基金への繰り入れを措置（13年度第一次補正予算）</p> <p>特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の今国会に提出し、平成9年の廃棄物処理法改正以前に不法投棄された産業廃棄物を、都道府県等が計画的に除去できるよう、平成24年までの時限法として、国庫補助、地方債の起債特例等の特別な措置を講じる。</p>			<p>産廃特措法の円滑な施行を行う。</p>
<p>○廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等の検討を取りまとめる。</p>	<p>環境省</p>	<p>・平成14年11月に中央環境審議会において「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」を取りまとめた。</p>	<p>・不法投棄の未然防止及びリサイクルの促進等の措置を講ずることなどを内容とする廃棄物処理法改正法案を第156回国会に提出した（平成15年3月11日提出）。</p>		<p>① ② ③廃棄物処理法改正法の成立後その施行に努め、意見具申の内容を踏まえた取組を進める。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。</p>	<p>環境省、国土交通省及び関係府省</p>	<p>・自動車税のグリーン化等の税制優遇措置による低公害車、低燃費車の普及促進</p>	<p>・低公害車が普及（平成13年3月63万台→平成14年12月381万台）。</p> <p>・新車販売される自動車の62%が低公害車（平成14年12月）</p>	<p>・低公害車の一層の普及（『低公害車開発普及アクションプラン』（平成13年7月 環境省、経済産業省及び国土交通省策定）において、「2010年までのできるだけ早い時期に100万台以上」を普及目標に設定）</p> <p>・民生・運輸部門における二酸化炭素排出量が著しく増加していることから、両部門の対策を強力に推進。</p>	<p><平成15年度に実施></p> <p>・低公害車新環境格付け制度検討調査の実施。</p> <p>・低公害車普及施策の推進及び拡充。</p>
ロ. 歳出改革					
<p>(2) 技術力戦略 総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクログ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、ITなどを応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>最近急速に発展してきているナノテクノロジーを環境技術に応用し、超小型・高機能環境モニタリング技術、健康・生態影響の多角的評価システム、有害物質の高効率の除去膜の開発を行うための経費が、15年度予算案に盛り込まれた。</p>	<p>・ナノテクノロジーを応用することにより、環境技術の高機能化が図られ、環境保全と環境産業の発展に寄与するものと期待される。</p>		<p>①第156回国会会期末技術開発に着手。 ②平成15年末技術開発を継続。 ③それ以降平成19年度末までに、技術の実用化を行う。</p>

<p>関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。</p>	<p>環境省</p>	<p>・循環型社会形成の推進や廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代廃棄物処理技術基盤整備事業については、平成15年度政府予算案において403,000千円(平成14年度予算303,000千円)を計上。</p>	<p>・平成14年度事業においては、粉体塗料用樹脂(再生ペットボトル)の低コスト粉碎技術の開発などの14事業に対して補助を行うことにより、廃棄物処理・リサイクルに係る技術開発を推進した。</p>	<p>・今後とも本事業を通じ、循環型社会形成に向けて着実に技術開発を推進していくとともに、技術の実用化を図っていく。</p>	<p>①平成15年度事業の公募・採択 ②平成15年度事業の実施 ③平成16年度事業等の実施</p>
<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車、環境配慮型の住宅、建築物及び機器等の開発・普及に係る民間企業の取組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。</p>	<p>環境省、国土交通省及び関係府省</p>	<p>・地方公共団体に対する車両購入、天然ガス等の燃料供給施設の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施</p> <p>・総理指示に基づき、政府の一般公用車について、平成14年度以降3年を目処に低公害車への切り替えを推進。またこれを明記した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」を閣議決定(平成14年7月19日)。</p>	<p>・低公害車が普及(平成13年3月63万台→平成14年12月381万台)。</p> <p>・平成13年度までに約7,000台の一般公用車の19%を低公害車化。平成14年度末までに一般公用車の45%を低公害車化する予定。</p> <p>・新車販売される自動車の62%が低公害車(平成14年12月)</p>	<p>・低公害車の一層の普及(『低公害車開発普及アクションプラン』(平成13年7月 環境省、経済産業省及び国土交通省策定)において、「2010年までのできるだけ早い時期に1000万台以上」を普及目標に設定)</p> <p>・全ての一般公用車への低公害車の導入(平成15年度末までに73%、平成16年度末までに100%導入の予定)。</p> <p>・民生・運輸部門における二酸化炭素排出量が著しく増加していることから、両部門の対策を強力に推進。</p>	<p><平成15年度に実施></p> <p>・低公害車新環境格付け制度検討調査の実施。</p> <p>・低公害車普及施策の推進及び拡充。</p> <p>・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の着実な実施並びに実施状況の点検及び点検結果の公表。</p> <p>・エコハウスや、定置用燃料電池設備等への補助による、エネルギー起源CO2排出抑制対策を実施。</p> <p><③それ以降></p> <p>・一般公用車への低公害車の導入は、平成15年度末までに73%、平成16年度末までに100%完了(約7,000台全てに導入)の予定。(今次国会における総理所信で言及)</p>

<p>燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	<p>内閣官房、環境省及び関係府省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議を設置（平成14年5月）し、燃料電池自動車の政府による率先導入、燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の連携を緊密化。 ・副大臣会議燃料電池プロジェクトチーム（経済産業省、国土交通省及び環境省）が、燃料電池の実用化・普及の加速化に向けて、今後、拡充・強化すべき具体的な施策を取りまとめた報告書を公表（平成14年5月）。 ・市販世界第1号となる5台の燃料電池自動車を政府として率先導入（平成14年12月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市販世界第1号となる5台の燃料電池自動車を政府として率先導入（平成14年12月）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車の普及（『低公害車開発普及アクションプラン』（平成13年7月 環境省、経済産業省及び国土交通省策定）において、「2010年度において5万台」を普及目標に設定） ・定置用燃料電池の普及（燃料電池プロジェクトチームの報告書において、2010年における定置用燃料電池の導入目標を約210万kWに設定。） 	<p><平成15年度に実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車の環境面での総合的な検討の実施。 ・地方公共団体と協力し、需要サイドに立った有効かつ効率的な活用方法等についての検討・調査を実施。 ・定置用燃料電池設備等導入補助事業の実施。 ・燃料電池に用いる水素をバイオマス資源などから効率的に製造するための技術開発。
<p>(6) グローバル戦略（グローバルに開かれた市場の構築） 関係府省は協力して、平成14年度、世界で活躍する日本製品や日本人、個性ある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。在外公館の活用や国際PR、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>日本の豊かな自然や身近な自然を海外に紹介するため、環境省の自然情報提供・環境学習用ホームページ「インターネット自然研究所」では、英語版のホームページを順次作成している。全国各地の国立公園の風景等のライブ映像と日本の世界自然遺産に関する英語版のホームページを作成し、公開（平成15年3月予定）。</p>			<p>ホームページを順次更新するとともに、海外とのリンクを整備する。 (①②③)</p>

八. 規制改革

<p>関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組を推進する。</p>	<p>経済産業省 農林水産省 財務省 国土交通省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第154国会において、自動車リサイクル法が成立し、第1段階の規程が施行された(平成15年1月)。 ・容器包装リサイクル法においては、平成15年度を初年度とする分別収集計画及び再商品化計画を策定した。 ・家電リサイクル法においては、平成13年度引取り実績が約840万台に上るなど再商品化が進むと共に、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同部会における審議の結果、断熱材フロン対策の強化等を図ることとした。 ・食品リサイクル法においては、再生利用事業者の登録の推進及び中央省庁の庁舎内食堂における食品リサイクルの推進が図られた。 ・建設リサイクル法においては、平成14年5月から完全施行されたが、全国一斉パトロールの実施及びブロック別説明会の開催を通して法の周知徹底を図った。 ・エコタウン事業においては、8地域の追加、変更承認を行い、先進的廃棄物処理・リサイクル施設の整備促進を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各リサイクル法の施行及びエコタウン事業を通して、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進が着実に図られた。 ・家電リサイクル法(平成13年4月完全施行) 平成14年4月から平成15年1月までに指定取引場所で見取られた廃家電4品目の台数が対前年度比1.2倍に増加した(882万台)。 ・食品リサイクル(平成13年5月完全施行) 再生利用に取り組んでいる事業所の割合が、平成12年度46%から平成13年度50%へ増加 ・生ゴミリサイクルを推進する府庁舎数の推移(累計) 関係府省庁等の食堂のリサイクルは、H13年12月に農林水産省で実施し、現在14府省庁等で実施。 ・容器包装リサイクル(平成12年4月完全施行) プラスチック製容器包装ごみのリサイクルが進展(平成14年4~12月の回収・再商品化量は対前年度比153%増(約20万t))。 ・建設資材リサイクル(平成14年5月完全施行) ・自動車リサイクル(平成14年10月一部施行、2年6ヶ月以内に完全施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法については、平成16年度末に本格施行する予定であり、関係政省令の整備等を図る(③) ・家電リサイクル法において、関係政省令の改正を実施する予定(②) ・資源有効利用法に基づく、家庭用パソコンの事業者による自主回収の実施を図る(②)
--	--	---	--	---

ホ. その他の制度改革					
<p>(1) 人間力戦略 (個性ある人間教育) 文部科学省は、関係府省と連携し、平成14年度から学校内外を通じた奉仕活動・体験活動等を推進するための協議会等を整備するとともに、これらの活動を学校において単位認定する等の取組を奨励する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>文部科学省において、奉仕活動・体験活動等を推進するための協議会が設置され、環境省から関連施策について説明した。</p>	<p>奉仕活動・体験活動に関して、関係省庁の取組状況について情報交換を行った。</p>	<p>奉仕活動・体験活動に関して、他省庁との連携を図る必要がある。</p>	<p>今後とも協議会に出席し、奉仕活動・体験活動についての推進を図る。</p>
<p>(4) 産業発掘力戦略 ・関係本部・会議及び府省は、環境・エネルギー(省エネ総合サービスの抜本的普及、燃料電池等の環境配慮型技術・製品の普及、リサイクルの一層の促進等)、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料の4分野の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を平成14年に策定し、内閣官房がこれを取りまとめる。</p>	<p>内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省</p>	<p>「産業発掘戦略－技術革新」4分野のとりまとめに参画し、平成14年9月から12月にかけて民間有識者の参画を得た会合等を行った。</p>	<p>平成14年12月に「産業発掘戦略－技術革新」4分野に関する戦略を策定。</p>	<p>経済活性化戦略に規定された事項は対応済み。</p>	<p>経済活性化戦略に規定された事項の着実な実行。</p>
<p>(4) 産業発掘戦略 (環境産業の活性化) ・「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p>	<p>財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>・「循環型社会形成推進基本計画」を法定上の期限である平成15年10月1日を半年前倒しして策定。(平成15年3月)</p>	<p>・我が国が循環型社会を構築するための道筋を示した。 ・資源の効率的利用の度合いを総合的に表す資源生産性などの物質フロー指標を掲げた。</p>	<p>・今後は国を始め各主体が着実に本計画を推進していく必要がある。</p>	<p>②中央環境審議会でも毎年点検を実施 ③5年後に見直し</p>

<p>・「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p>	<p>環境省</p>	<p>グリーン物品の市場拡大に関し、国等が重点的に調達を推進する24品目の追加等を2月28日に閣議決定。</p>	<p>品目の追加等による国等のさらなるグリーン購入の推進等により、グリーン物品の需要の拡大が期待される。 平成13年度には、各府省が調達を計画した環境物品の調達率が概ね90%前後となり、各製品の市場に占める環境物品の占有率の拡大に寄与。</p>	<p>特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実に応じて適宜見直しを行う。</p>	<p>①、②、③ 逐次見直し</p>
<p>・バイオマスについて年内に「戦略」を策定－工程管理と評価システム（効率性、コスト）に留意</p>	<p>農林水産省 環境省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を平成15年2月に設置予定。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・平成15年度バイオマス関連予算の着実な執行 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援に向けた平成16年度政府予算案の検討、決定 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○地球環境にも配慮したエネルギー政策 ・地球環境にも配慮したエネルギー特会の歳入歳出構造の改革</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>・エネルギー特会の抜本的な見直しに着手。歳出面では、石特会計において、①エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策を新たに歳出項目に位置づけ、経済産業省と環境省が連携して推進、②天然ガスシフトの加速化、③アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進等。電特会計においては、原子力、水力、地熱等の長期固定電源への固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等。歳入面では、負担の公平化の観点から、石炭への新規課税、LNG・LPGの税率の引き上げ、電促税の所要の減税等。 ・これらを踏まえ、平成15年度政府予算案を編成し、関連する特別会計法（石特会計法・電源特会法）及び税法（石油税法・電源開発促進税法）の改正法案が国会に提出されているところ。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立し、これらが着実に実施された場合、省エネ・新エネ対策等の拡充によるエネルギー起源CO2排出抑制対策の充実などが促進されることが期待される。また、天然ガスシフトの加速化や、アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進により、より一層のエネルギー安定供給確保等が図られるとともに、原子力等の長期固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等により、エネルギー安定供給確保等が促進されることが期待される。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施すること。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施するよう努める。</p>

ロ. 歳出改革

<p>○地球環境にも配慮したエネルギー政策 ・地球環境にも配慮したエネルギー特会の歳入歳出構造の改革</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>・エネルギー特会の抜本的な見直しに着手。歳出面では、石特会計において、①エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策を新たに歳出項目に位置づけ、経済産業省と環境省が連携して推進、②天然ガスシフトの加速化、③アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進等。電特会計においては、原子力、水力、地熱等の長期固定電源への固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等。歳入面では、負担の公平化の観点から、石炭への新規課税、LNG・LPGの税率の引き上げ、電促税の所要の減税等。 ・これらを踏まえ、平成15年度政府予算案を編成し、関連する特別会計法（石特会計法・電源特会法）及び税法（石油税法・電源開発促進税法）の改正法案が国会に提出されているところ。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立し、これらが着実に実施された場合、省エネ・新エネ対策等の拡充によるエネルギー起源CO2排出抑制対策の充実などが促進されることが期待される。また、天然ガスシフトの加速化や、アジア諸国と連携したエネルギーセキュリティ対策の推進により、より一層のエネルギー安定供給確保等が図られるとともに、原子力等の長期固定電源への歳出の重点化、原子力安全対策の強化等により、エネルギー安定供給確保等が促進されることが期待される。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施すること。</p>	<p>・平成15年度政府予算案及び関連する特別会計法・税法の改正案が成立した場合において、これらを着実に実施するよう努める。</p>
--	----------------------	--	--	---	--